

運 行 管 理 規 程

住 所

会 社 名

営 業 所 名

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、運行管理者（以下「管理者」という。）が事業用自動車（以下「車両」という。）の運行の安全管理及び事業遂行に必要な運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）の指導監督についての職務並びに必要な権限について定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

(管理者の選任等)

第2条 管理者の選任は、管理者資格者証の交付を受けた者のうちから別表に示す数に従い代表者が任命するものとする。

- 2 選任した管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 3 管理者を選任したとき及び選任に係る管理者を解任したときは、一週間以内に営業所の所在地を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下、「運輸支局長等」という。）に届け出るものとする。
- 4 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その業務を全般的に統括する管理者（以下「統括管理者」という。）を代表者が任命するものとする。
- 5 選任した統括管理者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して全員に周知徹底するものとする。
- 6 管理者の補助者を選任する場合は、管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから代表者が任命するものとする。
- 7 選任した補助者の氏名を社内の見易い箇所に掲示して周知徹底するものとする。
- 8 補助者の選任については、管理者の履行補助として業務に支障が生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所を兼務しても差し支えない。

ただし、その場合には、各営業所において、運行管理業務が適切に遂行できるよう運行管理規程に運行管理体制等について明記し、その体制を整えておくこととする。

(運行管理の組織)

第3条 運行管理の組織は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 管理者は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。
- (2) 統括管理者を選任する営業所にあつては、担当役員の指示その他により運行管理業務を統括するものとする。
- (3) 統括管理者以外の管理者については、それぞれの職務分担を明確にしておくものとし、統括管理者の指示に従い、その業務を遂行するものとする。
- (4) 補助者は、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする。
- (5) 営業所と車庫が離れている場合は、管理者又は補助者が十分な管理を行える体制を樹立するものとする。
- (6) 管理者は乗務員に対し、法令、社内規則及び管理者又は補助者の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならないものとする。
- (7) 運行管理の指揮命令の系統は、別添組織図のとおりとするものとする。

(管理者及び補助者の勤務時間等)

第4条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、車両の運行中は必ず管理者又は補助者は、営業所で執務していなければならないものとする。

- 2 管理者を同一営業所に2名以上置く場合は、その職務分担と勤務時間を明確にしなければならないものとする。

(管理者と補助者との関係)

第5条 管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲及びその執行方法を明確に指示するものとする。

- 2 補助者は、管理者の指導及び監督のもとに、次の各号に掲げる事項について該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示するものとする。
 - (1) 運転者が酒気を帯びている
 - (2) 疾病、疲労その他の理由により安全運転をすることができない
 - (3) 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - (4) 過積載運行
 - (5) 最高速度違反行為
- 3 管理者は、補助者の行った運行管理業務を把握し、その処理した事項の責任を負うものとする。
- 4 管理者は、補助者に対する指導及び監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

(権限)

第6条 統括管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。

- 2 管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。
- 3 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を上司に助言することができるものとする。
上司は、管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

(職務)

第7条 管理者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い誠実公正にその職務を遂行しなければならないものとする。

(酒気を帯びた状態の乗務員の乗務禁止)

第8条 管理者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。

第3章 業務の処理基準

(選任運転者以外の乗務の禁止)

第9条 管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に車両を運転させてはならないものとする。

- 2 管理者は、日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く)に車両を運転させてはならないものとする。

(運転者の確保)

第10条 管理者は、安全運行を確保するために必要な員数の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

- 2 管理者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための

運転者を配置するよう努めるものとする。

3 管理者は、運転者の採用に関して人事担当者に協力するものとする。

(運転者台帳)

第 11 条 管理者は、営業所に所属する運転者について、運転者ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運転者台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

- (1) 作成番号及び作成年月日
- (2) 事業者の氏名又は名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れ年月日及び運転者に選任された年月日
- (5) 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、その条件
- (6) 事故（道路交通法第 6 7 条第 2 項及び自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故）を引き起こした場合又は道路交通法第 1 0 8 条の 3 4 の規定による通知を受けた場合は、その概要
- (7) 運転者の健康状態
- (8) 第 1 4 条第 2 項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況
- (9) 運転者の写真

2 運転者が転任、退職、その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載のうえ、3 年間保存するものとする。

(事故の記録)

第 12 条 管理者は、当該営業所に属する車両について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次の各号に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に資するものとする。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 自動車登録番号その他、当該自動車を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2 事故の記録は、当該営業所において 3 年間保存するものとする。

(乗務員の服務規律の徹底)

第 13 条 管理者は、運行の安全及び服務について、乗務員に対し機会があるごとに内容の徹底を図るものとする。

(乗務員の指導監督)

第 14 条 管理者は、運転者に対し輸送の安全と過積載の防止及び荷主の利便確保のため誠実にその職務を遂行するよう絶えず指導監督するものとする。指導する場合は、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成 1 3 . 8 . 2 0 付け国土交通省告示第 1 3 6 6 号）に従い実施するものとする。

- 2 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者、運転者として新たに雇い入れた者及び高齢（65歳）に達した者については、前項の国土交通大臣が告示で定めた指針に基づき、特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせるものとする。（ここでいう負傷者とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号（入院14日以上、医師の治療期間が30日以上の傷害等）、第3号（入院14日以上の傷害等）又は4号（医師の治療期間が11日以上の傷害等）をいう。）
- 3 管理者は乗務員に対して、非常信号用具及び消火器の取扱いについて適切な指導をするものとする。
- 4 管理者は、乗務員に対して貨物の積載方法について次の各号に掲げる事項について適正な指導をするものとする。
 - (1) 偏荷重が生じないように積載すること
 - (2) 貨物が運搬中に荷崩れ等により車両から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずること
- 5 管理者は、指導監督を行った日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、営業所において3年間保存しておくものとする。

（点呼の実施）

第15条 管理者は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行うものとする。

- 2 勤務その他の事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が行うものとする。
- 3 管理者は、点呼を行うべき総回数の1／3以上を実施するものとする。
- 4 管理者は、業務前点呼、中間点呼、及び業務後点呼において、運転者に対し酒気帯びの有無及び健康状態について報告を求め、運行の安全を確保するために必要な指示を行うものとする。
- 5 管理者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所ごとに備え、点呼時において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行い、次の各号に掲げる事項により常時有効に保持するものとする。
 - (1) アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づき、使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し故障していないものを使用すること
 - (2) 運転者の出発前に、アルコール検知器に電源が確実に入るか毎日確認すること
 - (3) 運転者の出発前に、アルコール検知器に損傷がないか毎日確認すること
 - (4) 確実に酒気を帯びていない者が、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないか毎日（少なくとも週1回以上）確認すること
 - (5) 洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知するか毎日（少なくとも週1回以上）確認すること

（業務前点呼）

第16条 管理者は、乗務を開始しようとする運転者に対し、安全運行を確保するため、次の各号に掲げる事項により対面により業務前の点呼を行うものとする。

- (1) 原則として、個人別に行うこと
- (2) 出発の10分程度前までに行うこと
- (3) 営業所の定められた場所で行うこと
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否の確認をすること
- (5) アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認し酒気帯びが確認された場合、又はその

- 旨本人から申し出があった場合（アルコール検知器を使用した結果、支障がない場合を除く）には、代務運転者その他運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと
- (6) 運転者からその日の心身状況を聴取し、並びに疾病、疲労、睡眠不足その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察してサービスの適否を決定すること
 - (7) 健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、代務運転者その他の運転者に代えるなど適切な処置を講じ、その者を乗務させないこと
 - (8) 運行する道路状況、天候、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと
 - (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書その他業務上定められた帳票、必要な携行品、金銭等の有無を確認するとともに、業務の記録、運行指示書、運行記録紙等の用紙を運転者に渡すこと
 - (10) その他進行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次の各号に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うこと。
- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（対面、電話等の別）
 - (4) アルコール検知器の使用の有無
 - (5) 酒気帯びの有無
 - (6) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - (7) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号）
 - (8) 日常点検の結果に基づく運行の可否の状況
 - (9) 指示事項
 - (10) その他必要な事項

（業務後点呼）

- 第 17 条** 管理者は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号に掲げる事項により対面により業務後の点呼を行うものとする。
- (1) 帰着後、速やかに行うこと
 - (2) 営業所の定められた場所で行うこと
 - (3) 車両、道路及び運行の状況について報告を受けること
 - (4) 安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること
 - (5) 業務の記録及び運行記録紙その他業務上定められた帳票、携行品、金銭等を提出させ、これを点検し収受すること
 - (6) 原則として翌日の勤務等について指示を与えておくこと
 - (7) 他の運転者と交替した場合にあっては、交替運転者に対し車両、道路及び運行の状況の通告について報告を求めること
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次の各号に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実にを行うこと。
- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法（対面、電話等の別）
 - (4) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号）

- (5) アルコール検知器の使用の有無
 - (6) 酒気帯びの有無
 - (7) 自動車、道路及び運行の状況
 - (8) 交替運転者に対する通告
 - (9) その他必要な事項
- 3 管理者は、業務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項は上長に報告して確実に処理するものとする。

(行先地点呼)

第 18 条 管理者は、乗務の開始地又は終了地が営業所以外の地であるため、業務前又は業務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行うものとする。

(中間点呼)

第 19 条 管理者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他の方法により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、車両の運行の安全を確保するために必要な指示を行うものとする。

- (1) アルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無
 - (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることが出来ないおそれの有無
- 2 管理者は、点呼の実施結果について、次の各号に掲げる事項を具体的に記録し、管理者が交替するときは引継ぎを確実に行うこと。
- (1) 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名
 - (2) 点呼日時
 - (3) 点呼の方法
 - (4) アルコール検知器の使用の有無
 - (5) 酒気帯びの有無
 - (6) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
 - (7) 乗務する車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号）
 - (8) 指示事項
 - (9) その他必要な事項

(I T 点呼)

第 20 条 I T 点呼を行う営業所ならびに安全性優良事業所としての認定を受けている営業所（以下「G マーク営業所」という。）においては、次の各号に定めるところにより、営業所での管理者等との対面点呼に代えて、国土交通大臣が定めた機器を活用した点呼（以下「I T 点呼」という。）を行うことができるものとする。

- (1) I T 点呼を実施する営業所は、当該営業所を管轄する運輸支局長等へ、I T 点呼実施予定日の原則 10 日前までに「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（新規）」を届出するものとする。
- (2) 営業所間における I T 点呼を実施する時間は 時 分から 時 分とし、点呼執行者が不在の場合、これに代わり届出先の営業所において点呼を実施するものとする。ただし、営業所と当該営業所の車庫間で I T 点呼を実施する場合にあっては、その限りではない。
- (3) 営業所間における I T 点呼を実施した場合、点呼記録簿に記録する内容について、I T 点呼実施営業所及び被 I T 点呼実施営業所の双方で記録し、保存するものとする。

- (4) 営業所間における I T 点呼を実施した営業所の管理者等は、点呼執行後速やか（原則、翌営業日以内。）に、その記録した内容を被 I T 点呼実施営業所の管理者等に通知し、通知を受けた当該営業所の管理者等は、「I T 点呼実施営業所の名称」、「I T 点呼実施者の名前及び通知の内容」を点呼記録簿に記録し、保存するものとする。
- (5) 営業所間における I T 点呼を実施する場合、I T 点呼実施営業所が適切な点呼を実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を I T 点呼実施営業所の管理者等に伝達するものとする。
- (6) 運輸支局長等へ届出た報告書の記載内容を変更しようとする場合、変更在先立ち「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（変更・終了）」を届出るものとする。
- (7) I T 点呼の実施を終了しようとする場合、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（変更・終了）」を届出るものとする。

（遠隔地 I T 点呼）

第 21 条 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある自社内の一の G マーク営業所に所属する運転者に対し、遠隔地で業務を開始又は終了する場合に、自社内の他の G マーク営業所の管理者等が I T 点呼機器による点呼（以下「遠隔地 I T 点呼」という。）を次の各号に掲げる事項により行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

- (1) 管理者等は、遠隔地 I T 点呼を行う営業所（以下「遠隔地 I T 点呼実施営業所」という。）又は当該営業所の車庫において、当該営業所で管理する I T 点呼機器を使用し遠隔地 I T 点呼を行うものとする。なお、遠隔地 I T 点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の遠隔地 I T 点呼実施場所を確認するものとする。
- (2) 運転者は、業務を開始若しくは終了しようとする地点又は、中間点呼を受けようとする地点において、遠隔地 I T 点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被遠隔地 I T 点呼実施営業所」という。）で管理する I T 点呼機器を携行・使用し遠隔地 I T 点呼を受けるものとする。ただし、同一事業者の他の G マーク営業所又は当該営業所の車庫において、乗務を開始又は終了する場合又は、中間点呼を受けようとする場合において、当該営業所又は当該営業所の車庫に備えられた I T 点呼機器を用いて遠隔地 I T 点呼を受ける場合はこの限りではない。
- (3) 点呼は、運転者の所属する営業所の管理者等により行うことが原則であることから、遠隔地 I T 点呼の実施は、1 営業日のうち連続する 1 6 時間以内とする。ただし、I T 点呼を実施する場合にあつては、営業所間における I T 点呼の実施とあわせて 1 営業日のうち連続する 1 6 時間以内とする。
- (4) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存する。
- (5) 遠隔地 I T 点呼実施営業所の管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被遠隔地 I T 点呼実施営業所の管理者等に通知し、通知を受けた当該管理者等は、遠隔地 I T 点呼実施営業所の名称、点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (6) 被遠隔地 I T 点呼実施営業所の管理者等は、遠隔地 I T 点呼実施営業所において適切な点呼実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を遠隔地 I T 点呼実施営業所の管理者等に伝達する。
- (7) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定は、整備管理規定に基づいて行うこと。
- (8) 遠隔地 I T 点呼を実施しようとする場合には、遠隔地 I T 点呼実施営業所及び被遠隔地 I T 点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、遠隔地 I T 点呼実施予定日の原則 1 0 日前までに「I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書（新規）」を提出すること。
- (9) 提出した報告書の記載内容を変更しようとする場合には、変更の実施に先立ち、当該営業

所を管轄する運輸支局長等に「I T点呼・遠隔地 I T点呼に係る報告書(変更・終了)」を提出すること。

- (10) 遠隔地 I T点呼の実施を終了しようとする場合には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に「I T点呼・遠隔地 I T点呼に係る報告書(変更・終了)」を提出すること。

(他営業所点呼)

第 22 条 2 地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある自社内の一の G マーク営業所に所属する運転者に対し、自社内の他の G マーク営業所の管理者等が対面による点呼(以下「他営業所点呼」という。)を次の各号に掲げる事項により行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

- (1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存する。
- (2) 同一事業者の他営業所の点呼を行う営業所(以下「他営業所点呼実施営業所」という。)の管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の管理者等に通知し、通知を受けた営業所の管理者等は、他営業所点呼実施者の名前、実施営業所の名称及び通知内容を点呼簿へ記録し、保存する。
- (3) 他営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の管理者等は、他営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他営業所点呼実施営業所の管理者等に伝達する。
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定は、整備管理規定に基づいて行うこと。
- (5) 当該運転者の酒気帯びの有無を確認する場合、他営業所点呼実施営業所に備えられたアルコール検知器は、常時設置されており、検査日時及び測定数値を自動的に記録できる機能を有するものに限られる。

(他グループ営業所点呼)

第 23 条 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業(資本関係があるグループ企業をいう。株式保有率は 50%以上)が、当該敷地内の一の G マーク営業所の管理者等により、閑散時間帯(連続する 8 時間内であって、原則、深夜、早朝をいう。)に対面による点呼を次の各号に掲げる事項により行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができる。

- (1) 点呼簿に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存する。
- (2) グループ企業の他営業所の点呼を行う営業所(以下「他グループ営業所点呼実施営業所」という。)の管理者等は、点呼実施後、速やかに(原則、翌営業日以内とする。)、その記録した内容を運転者が所属する営業所の管理者等に通知し、通知を受けた営業所の管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所の点呼実施者の名前、点呼実施営業所の名称及び通知内容を点呼簿へ記録し、保存すること。
- (3) 他グループ営業所点呼を受ける運転者が所属する営業所の管理者等は、他グループ営業所点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を他グループ営業所点呼実施営業所の管理者等に伝達しなければならない。
- (4) 日常点検の結果に基づく運行の可否決定は、整備管理規定に基づき行う。
- (5) 他グループ営業所点呼を実施しようとする事業者及び他グループ営業所点呼を受けようとする事業者には、当該点呼を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼の実施予定日の原則 10 日前までに「グループ企業間の対面による点呼に係る報告書(新規)」を提出すること。なお、報告書には、他グループ営業所点呼実施営業所と他グループ営業所点呼を受ける営業所は、資本関係があるグループ企業であることを示す書類及び双方

の営業所の位置を示す図面を添付しなければならない。

- (6) 提出した報告書の記載内容を変更しようとする場合には、変更の実施に先立ち、当該営業所を管轄する運輸支局長等に「グループ企業間での対面による点呼に係る報告書（変更・終了）」を提出する。
- (7) 当該点呼の実施を終了しようとする場合には、遅滞なく、当該営業所を管轄する運輸支局長等に「グループ企業間での対面による点呼に係る報告書（変更・終了）」を提出すること。

(遠隔点呼)

第24条 自社内の営業所において、「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「遠隔点呼機器」という。）を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で点呼（以下、「遠隔点呼」という。）を実施できるものとする。

- 2. 第1項により「遠隔点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。
 - (1) 遠隔点呼実施営業所及び被遠隔点呼実施営業所等には「遠隔点呼機器」を設置する。
 - (2) 遠隔点呼を行う管理者等は、地理情報及び道路交通情報等、事業用自動車の運行の業務を遂行するために必要な情報を有すること。
 - (3) 遠隔点呼を行う管理者等は、面識のない運転者等に対し遠隔点呼を行う場合は、あらかじめ当該運転者等と対面又は映像と音声の送受信により通話をすることができる方法で面談する機会を設け、次に掲げる事項について確認を行うこと。
 - イ 運転者等の顔の表情
 - ロ 運転者にあつては、健康状態
 - ハ 運転者にあつては、適性診断の受診の結果
 - ニ その他遠隔点呼を実施するために必要な事項
 - (4) 遠隔点呼を行う管理者等は、遠隔点呼を遺漏なく行うため、運行中の事業用自動車の位置の把握に努める。
 - (5) 遠隔点呼を行う管理者等は、遠隔点呼を受ける運転者等の携行品の保持状況又は返却状況を確認する。
 - (6) 遠隔点呼を行う管理者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した場合、直ちに当該運転者等の属する営業所の管理者等に連絡すること。
 - (7) 管理者等は、遠隔点呼実施営業所の「遠隔点呼機器」を使用し、「遠隔点呼」を行う。なお、「遠隔点呼」の際、運転者の所属する営業所名及び運転者の「遠隔点呼」実施場所を確認する。
 - (8) 事業者は、遠隔点呼を行う管理者が事業用自動車の運行の業務に従事することができないと判断した運転者等の属する営業所において代替措置を講じることができる体制を整えること。
 - (9) 遠隔点呼機器の故障等により遠隔点呼を行うことが困難になった場合にあっては、遠隔点呼を受ける運転者等の属する営業所の管理者等による対面点呼その他の当該営業所で実施が認められている点呼を行うことができる体制を整えること。
 - (10) 完全子会社等との間で遠隔点呼を行う場合は、必要に応じ、事業者及び完全子会社等の間において、遠隔点呼の実施に必要な事項に係る契約を締結する。
 - (11) 事業者は、管理者等及び運転者等（以下この号において「対象者」という。）の識別に必要な生体認証符号等、運転者の体温及び血圧その他の個人情報の取扱いについて、あらかじめ対象者から同意を得ること。
 - (12) 事業者は、遠隔点呼の実施に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記し、管理者等、運転者等その他の関係者に周知すること。
 - (13) 遠隔点呼を行う管理者等は、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所にいる運転者等に対して遠隔点呼を行うときは、あらかじめ当該運転者等を選任している事業者が定めた場所で遠隔点呼を受けていることを、映像により確認する。
 - (14) 運転者は、被「遠隔点呼」実施営業所または当該営業所の車庫において、「遠隔点呼機器」を使用し「遠隔点呼」を受けること。
 - (15) 点呼の内容は、通常行う点呼（第15条～第17条及び第19条）に準じて実施する。
 - (16) 点呼記録簿に記載する内容を、双方の営業所で記録し保存する。
 - (17) 被「遠隔点呼」実施営業所の管理者は、「遠隔点呼」実施営業所において本規程で定める適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を「遠隔点呼」実施営業所の管理者に伝達する。
- 3 「遠隔点呼」を実施しようとする場合は、当該点呼を実施する10日前までに、「遠隔点呼」実施営業所及び被「遠隔点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書

を提出する。これを変更しようとするときは同様に10日前までに、または終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出する。

(受委託点呼)

※ 事業者間で定めた「管理の実施方法の細目」に則って規定してください。

第25条 輸送の安全に関する業務の管理の受委託に関し、国土交通大臣(地方運輸局長)の許可を受けて行う業務であり、受委託点呼の対象業務は以下の4つである。

- (1) 業務前点呼
- (2) 業務後点呼
- (3) アルコール検知器の備え付け、常時有効保持及び活用
- (4) 点呼の実施記録及び保存

また、受委託点呼を行う際は、受託者、委託者において契約を締結しなければならない。

2 第1項により「受委託点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 委託営業所で実施できる点呼の時間は、 時 分から 時 分である。
- (2) 受委託点呼の実施場所は、受託営業所又は受託営業所の車庫である。
- (3) 委託営業所は、受託営業所に対し、あらかじめ運転者の名簿、運転者台帳の写し、直近の健診断結果の概要・病歴・服用している薬、自動車の点検整備の状況が分かる書類、緊急連絡体制やその他必要と認める書類を提出すること。
- (4) 業務前の受委託点呼実施時、被受委託点呼運転者は、前日からの休息期間等、労働時間が分かる書類、点呼当日の運行計画に係る書類、運転免許証、乗務する自動車の自動車検査証や自賠責証等日常点検表結果の状況を点呼実施者に提示すること。
- (5) 業務後の被受委託点呼運転者は、受委託点呼実施者に対し、点呼の実施について必要な事項の報告を行うこと。
- (6) 業務の記録については、委託営業所の管理者が、被受委託点呼運転者に記録させ、及び当該記録を保存すること。
- (7) 受委託点呼の結果については、受託営業所において、点呼の実施記録を作成及び保存するとともに、速やかに当該記録の写しを委託営業所に提出すること。受託営業所から提出された点呼の実施記録の写しは、委託営業所において1年間保存するとともに、委託営業所が管理する同日の点呼の実施記録に、受委託点呼の状況が分かるよう所要の記載を行うこと。

(自動点呼の実施に係る留意事項)

第26条 自動点呼の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 自動点呼を実施する場合は、国土交通省の認定を受けた自動点呼機器を使用すること。また自動点呼機器を設置する施設及び環境は、国土交通省が定める要件を満たすものであること。
- (2) 運転者等が自動点呼等のみを受け、当該運転者等が属する営業所の運行管理者から長期間対面点呼を受けない場合は、1か月に1回以上、運行管理者が当該運転者等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該運転者等に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。
- (3) 業務前自動点呼を行う前までに、運転者等の平時の体温及び血圧の値を10日分程度取得し、業務前自動点呼実施時における当該運転者等の平時の値を把握すること。なお、当該値については、健康状態の把握等により定期的に確認し、随時見直すことが推奨される。

(自動点呼の届出関係)

第27条 自動点呼を実施する場合等においては、次のとおり運輸支局長等に届出を提出すること。

- (1) 自動点呼を実施する場合は、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に、当該点呼実施予定日の原則10日前までに「自動点呼の実施に係る届出書」を提出すること。

- (2) 提出した届出書の記載内容を変更する場合は、変更の実施に先立ち、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に「自動点呼の変更に係る届出書」を提出すること。
- (3) 自動点呼の実施を終了する場合は、遅滞なく、自動点呼実施営業所を管轄する運輸支局長等に「自動点呼の終了に係る届出書」を提出すること。

(自動点呼の実施)

第28条 業務前自動点呼及び業務後自動点呼（以下「自動点呼」という。）は、次に掲げる場所において、自動点呼を受けようとする運転者等の属する営業所の運行管理者等（運行管理者及び補助者、以下同じ。）が当該運転者等に対し行うことができるものとする。

- (1) 運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫
- (2) 運転者等が自動点呼を受けようとする場所が当該運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫でない場合にあっては、当該業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所

(業務前自動点呼の遵守事項)

第29条 業務前自動点呼を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 当該営業所に所属する運転者は、業務前自動点呼実施営業所又は車庫の業務前自動点呼機器を使用し、業務前自動点呼を受けること。
- (2) 点呼の内容は、通常行う点呼（第15条及び第16条）に準じて実施すること。
- (3) 点呼記録簿に記載する内容を、当該営業所で記録し保存すること。
- (4) 業務前自動点呼機器の使用法、故障時の対応等について運行管理者等及び運転者に対し適切に教育及び指導を行うこと。
- (5) 第26条第1号に掲げる場所において業務前自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務前自動点呼が行われることを防止するため、業務前自動点呼機器が業務前自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。
- (6) 業務前自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (7) 運行管理者等は、運転者ごとに、あらかじめ業務前自動点呼の実施予定を業務前自動点呼機器に入力し、業務前自動点呼の実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (8) 業務前自動点呼を実施する予定時刻からあらかじめ定めた時間を経過しても業務前自動点呼が完了しない場合には、運行管理者等が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (9) 運転者が携行品を確実に携行したことを確認できる体制を整備すること。
- (10) 運行管理者等と運転者の間で早急に報告する必要がある事項については、業務前自動点呼の実施にかかわらず、両者間で速やかに報告がなされるよう指導すること。
- (11) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (12) 運転者が安全な運転をすることができないおそれがあると業務前自動点呼機器によって判定された場合は、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (13) 日常点検の結果に異常が認められた場合、運行管理者が適切な措置を講じることができる体制を整備すること。
- (14) 業務前自動点呼機器の故障等により業務前自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務前自動点呼を受ける運転者の属する営業所の運行管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行う体制を整えること。
- (15) 営業所に所属する運転者の識別に必要な生体認証符号等や健康状態に係る測定結果等の取扱いについて、あらかじめ、運転者の同意を得ること。
- (16) 業務前自動点呼を行う運行管理者等は、運転者が車両内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所において業務前自動点呼を受ける場合にあっては、あらかじめ定めた場所で業務前自動点呼を受けていることを、当該業務前自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。

(業務後自動点呼の遵守事項)

第 30 条 業務後自動点呼を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

- (1) 当該営業所に所属する運転者は、業務後自動点呼実施営業所又は車庫の業務後自動点呼機器を使用し、業務後自動点呼をうけること。
- (2) 点呼の内容は、通常行う点呼（第 15 条及び第 17 条）に準じて実施すること。
- (3) 点呼記録簿に記載する内容を、当該営業所で記録し保存すること。
- (4) 業務後自動点呼機器の使用方法、故障時の対応等について運行管理者等及び運転者に対し、適切に教育及び指導を行うこと。
- (5) 第 26 条第 1 号に掲げる場所において業務後自動点呼を行う場合には、当該場所以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、業務後自動点呼機器が業務後自動点呼実施場所から持ち出されないよう必要な措置を講じること。
- (6) 業務後自動点呼機器を適切に使用、管理及び保守することにより、常に正常に作動する状態に保持すること。
- (7) 運行管理者等は、運転者ごとの「業務後自動点呼」の実施予定及び実施結果を適宜確認し、点呼の未実施を防止すること。
- (8) 業務後自動点呼を実施する予定時刻からあらかじめ定めた時間を経過しても業務後自動点呼が完了しない場合には、管理者等が適切な措置を講じること。
- (9) 運転者が携行品を確実に返却したことを確認すること。
- (10) 運行管理者等に対し早急に報告する必要がある事項については、「業務後自動点呼」の実施にかかわらず、運転者から運行管理者等に対し速やかに報告すること。
- (11) 運転者が酒気を帯びていることが確認された場合には、運行管理者が当該運転者の状態を確認するための適切な措置を講じること。
- (12) 業務後自動点呼機器の故障等により業務後自動点呼を行うことが困難となった場合に、業務後自動点呼を受ける運転者が所属する営業所の管理者等による対面点呼その他の実施が認められている点呼を行うこと。
- (13) 営業所に所属する運転者の識別に必要な生体認証符号等、あらかじめ対象運転者の同意を得ること。
- (14) 業務後自動点呼を行う運行管理者等は、第 26 条第 2 号に掲げる場所において運転者等が業務後自動点呼を受ける場合にあっては、あらかじめ定めた場所で業務後自動点呼を受けていることを、当該業務後自動点呼の実施中又は終了後に静止画又は動画により確認すること。

(点呼記録の保存)

第 31 条 管理者は、点呼の実施結果の記録を、記載の日から 1 年間保存しておくものとする。

(過労防止の措置)

第 32 条 管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労にならないようにするため、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において運転者の乗務割を作成し、これに基づき車両に乗務させるものとする。

なお、乗務員の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準（平成 13. 8. 20 付け告示第 1365 号）に適合するものでなければならないものとする。

- 2 管理者は、乗務員の休憩、睡眠に必要な休養施設を管理し、衛生、環境に留意する等、常に清潔に保っておくものとする。
- 3 管理者は、健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足、飲酒、酒気帯び、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を車両に乗務させてはならないものとする。
- 4 管理者は、長距離輸送、夜間運行等のため交替する運転者の乗務に係る道路及び運行の状況について通告し、配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に

指示するものとする。なお、交替運転者の配置は別に定めるものとする。

- 5 管理者は、乗務員に対して会社の定める運行途中の休憩、睡眠等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。
- 6 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者の管理者は、起点から終点までの距離が100キロメートルを超える運行系統ごとに、あらかじめ調査を行い、過労防止を勘案して次の各号に掲げる事項を内容とした乗務に関する基準（以下「乗務基準」という。）を定め、かつ、乗務基準の遵守について乗務員に対する適切な指導監督をするものとする。
 - (1) 主な地点間の運転時間及び平均速度
 - (2) 休憩又は睡眠をする地点及び時間
 - (3) 交替運転者を配置したときはその交替する地点及び時間
- 7 運転者が「一の運行」（所属営業所を出庫してから、また所属営業所に帰庫するまで）における最初の勤務を開始して最後の勤務を終了するまでの時間（ただし、フェリーに乗船した場合の休息期間を除く。）は144時間を超えないこと。

（業務の記録）

第33条 管理者は業務前点呼の際に運転者に対して、業務の記録のための用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させるものとする。ただし、特別積合せ貨物運送の場合であって乗務基準のとおり運行した場合は、(3)から(5)については、乗務基準どおりに運行した旨を記入すればよいものとする。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 乗務した車両の登録番号又は識別できる記号（社内呼び記号等）
- (3) 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- (4) 運転を交替した場合は、その地点及び日時
- (5) 休憩又は睡眠をした場合は、その地点及び日時
- (6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の車両に乗務した場合は、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等
- (7) 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷下ろし、附帯作業など）及び休憩に係る時間を控除した時間が30分以上の場合にあっては、次に掲げる事項
 - ・ 集貨地点等
 - ・ 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - ・ 集貨地点等に到着した日時
 - ・ 集貨地点等における積込み又は取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
 - ・ 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - ・ 集貨地点等から出発した日時
- (8) 集貨地点等で、荷役作業又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（(7)に該当する場合にあっては、「集貨地点等」・「荷役作業等」の開始及び終了の日時を除く。）
 - ・ 集貨地点等
 - ・ 荷役作業等の開始及び終了の日時
 - ・ 荷役作業等の内容
 - ・ 「集貨地点等」、「荷役作業等の開始及び終了の日時」、「荷役作業等の内容」について荷

主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨

- (9) 道路交通法第67条第2項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合には、その概要及び原因
- (10) 運行の途中において、運行指示書の携行が必要な乗務を行うことになった場合には、その指示内容
- 2 管理者は、前項の記録（以下「業務の記録」という。）の内容を検討し、運転者に対し必要な指導を行うものとする。
- 3 運行途中において、運行指示書の携行が必要な運行形態を行うことになった場合には、その指示内容（日時・場所・指示者名等）を業務の記録に記録させるものとする。
- 4 管理者は、業務の記録を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行記録計による記録）

第34条 次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項の基準に適合する運行記録計により記録するものとする。

- (1) 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- (2) 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- (3) 前2号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車
- 2 管理者は、前項各号に規定する車両に運転者が乗務する場合は、業務前点呼の際に前条の業務の記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、業務後点呼の際に記録した用紙を提出させるものとする。
- 3 記録用紙の着脱は運転者が行い、管理者はこれを管理するものとする。
- 4 管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている車両であって、記録計の故障により記録ができない車両を運行させてはならないものとする。
- 5 記録用紙には、自動記録のほか、次の各号に掲げる事項を記入させることとする。
 - (1) 運転者の氏名
 - (2) 車両の登録番号又は識別できる記号
 - (3) 乗務の開始及び終了年月日
 - (4) その他必要事項
- 6 運行記録計の時計の調整は、出庫前の日常点検の際に運転者が行うものとする。
- 7 管理者は記録紙により運行状況を確認し輸送の安全に関し、注意を要する者については、当該運転者に対して、自らその記録を確認させ、適切な運行を確保するよう具体的な指導に努め、指導した事項を明記しておくこととする。
- 8 管理者は、記録状況又は運転者の報告により、常に記録が正しくされるよう留意するとともに、故障又は精度不良の場合は、直ちに整備管理者に連絡し、整備するものとする。
- 9 管理者は、記録用紙を記録の日から1年間保存しておくものとする。

（運行指示書による指示等）

第35条 管理者は、業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務の運行ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者に対し適切な指示を行い、及びこれを運転者に携行させるものとする。

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
 - (2) 乗務員の氏名
 - (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
 - (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
 - (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
 - (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
 - (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項
- 2 管理者は、前項に規定する運行の途中において、同項第1号又は第3号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容（当該変更に伴い、同項第4号から第7号までに掲げる事項に生じた変更の内容を含む。以下同じ。）を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により当該変更の内容について適切な指示を行い、及び当該運転者が携行している運行指示書に当該変更の内容を記載させるものとする。
 - 3 管理者は、第1項に規定する運行以外の運行の途中において、運転者に貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第3項に規定する乗務を行わせることとなった場合には、当該乗務以後の運行について、第1項各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、及びこれにより当該運転者に対し電話その他の方法により適切な指示を行うものとする。
 - 4 管理者は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から1年間保存するものとする。

（事故発生時の措置）

- 第36条** 管理者は、乗務員に対して車両の運行中事故が発生した場合に対処するため、次の各号に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。
- (1) 負傷者のあるときは、速やかに応急手当その他必要な措置を講ずること
 - (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること
 - (3) 警察官に報告し、指示を受けること
 - (4) 管理者に緊急連絡し、指示を受けること
- 2 管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号に掲げる事項により措置するものとする。
 - (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護等必要な措置を講ずるよう指示すること
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること
 - (4) 現場において貨物の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を講ずること
 - (5) 貨物の保全を期すること
 - (6) 重大な事故のときは直ちに上長に報告し、その措置について指示を受けること
 - (7) 関係者と折衝し、以降の処置について打ち合わせること
 - 3 管理者は、前項各号の措置を速やかに講ずるために、事故発生場所に最も近い営業所に応援を求めることができるものとする。
 - 4 管理者は、事故発生の都度、自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は30日以内に事故報告するものとする。また、速報に該当するものは24時間以内に事故速報を電話等により運輸支局長等に対して行うものとする。

（事故防止対策）

- 第37条** 管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。
- (1) 事故（軽微な事故を含む。）については、その内容、原因等を記録して資料（カラー写真等）を整理しておくこと

- (2) 道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立するものとする
- (3) 管理者は乗務員等に対して、自動車事故報告規則第5条の事故警報が発令された場合には、その警報による事故防止対策の措置を講じること

（異常気象時等の措置）

第38条 管理者は、異常気象時等について、次の各号に掲げる事項に留意し、万全の対策を講ずるものとする。

- (1) 降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと
- (2) 気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと
- (3) ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること
- (4) 運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと
- (5) 雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤメーカーの推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていることや滑り止めの措置が講じられていることの確認を行うこと

（研修）

第39条 管理者及び補助者は、その職務遂行上、必要な知識及び実務について、国土交通大臣が認定した基礎講習又は、一般講習及び社内研修を受けなければならない。

2 管理者及び補助者は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならない。

- (1) 車両の運転に関すること
- (2) 車両の構造・装置及び取扱い等に関すること
- (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること
- (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること
- (5) 運転者の健康管理に関すること
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること
- (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること
- (9) 気象情報に関すること
- (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること
- (11) 運転者の運転適性診断に関すること
- (12) 道路交通関係の法令に関すること
- (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること
- (14) その他必要な知識（関係法令等）

（危険物等の輸送上の措置）

第40条 管理者は、輸送貨物が危険・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号に掲げる事項により事故防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 乗務員は危険物等の取扱いの資格のある者のうちから割当て、出発前に経路、積載量、積載方法及び運行速度等について安全運行を考慮のうえ注意を与え、当該積載物の取扱方法を記載した書類がある場合にはこれを携行させること

- (2) 配車に当たっては整備管理者に連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の危険防止の措置を講ずること

(保安基準緩和車両等の運行上の措置)

第 41 条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を講ずること

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官公庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること
- (2) 前号の許可を受けた運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造及び重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること

第 4 章 附則及び別表等

(実施の期日)

附則

本規程は、 年 月 日から実施する。

(別表)

管理者の選任者数（第2条関係）

事業用自動車の車両数（被けん引車を除く）	管理者数
29両まで	1人
30両 ～ 59両	2人
60両 ～ 89両	3人
90両 ～ 119両	4人
120両 ～ 149両	5人
150両 ～ 179両	6人
180両 ～ 209両	7人
210両 ～ 239両	8人

以下、車両数が30両増すごとに、管理者1名を加算する。

(注) 専ら霊柩自動車の運行を管理する営業所または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、一般的に需要の少ないと認められる島しょの地域に存する営業所など地方運輸局長が認めて公示した営業所については、保有車両数が5両未満である場合、引き続き、管理者を選任する義務はありません。

(注) 急便業者が行う急便輸送に係る自動車の運行を管理する営業所など、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、地方運輸局等の管内における当該運送形態に係る事業の特殊性を考慮し、事業実態、運送状況、輸送の安全確保体制等について確認のうえ、事業用自動車の運行の安全確保に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、管理者を選任する義務はありません。

(別添) 運行管理の組織図（第3条関係）

